

第十四号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

## 江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六項中「支払い」を「支払」に改める。

第十五条の四第一号中「百分の六・一三」を「百分の六・二八」に、「百分の五十六」を「百分の五十七」に改め、同条第二号中「三万二千二百円」を「三万円」に、「百分の四十四」を「百分の四十三」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の一・九六」を「百分の二・二三」に、「百分の五十九」を「百分の五十七」に改め、同条第二号中「八千七百円」を「一万二

千円」に、「百分の四十一」を「百分の四十三」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・三七」を「百分の一・六〇」に、「百分の四十九」を「百分の五十」に改め、同条第二号中「一万三千二百円」を「一万四千

百円」に、「百分の五十一」を「百分の五十」に改める。

第十八条の二第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第十九条の二第一号イ中「二万千八百四十円」を「二万円」に改め、同号ロ中「六千九十円」を「七千四百円」に改め、同号ハ中「九千二百四十円」を「九千八百七十円」に改め、同条第二号イ中「一万五千六百円」を「一万五千元」に改め、同号ロ中「四千三百五十円」を「五千百円」に改め、同号ハ中「六千六百円」を「七千五百円」に改め、同条第三号イ中「六千二百四十円」を「六千元」

に改め、同号ロ中「千七百四十円」を「二千四十円」に改め、同号ハ中「二千六百四十円」を「二千八百二十円」に改める。  
第二十四条第一項第二号ロ(五)中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条第四項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の十二、第十六条の四及び第十九条の二の規定は、平成二十四年度分の保険料から適用し、平成二十三年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明)

基礎賦課額の保険料率等を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。